

【『琅』・あとがき】 無理が通れば道理が引つ込む

ふと気がついた。編集を終えて「あとがき」を書く段になると、何か身構えている自分が居る。いつの頃からか、何やら世の中への怒りや不安に動機づけられ、主題を一つ念頭に一編の論考を書く念いを持つてあとがきを書くようになっていた。教え子の一人が言う。「先生の最近の文章には毒がある」。

むかしは、毒のない、以下の如き心おだやかな一文もよく添えていた。

「わが家の不完全甘柿の「甘百目」、一年置きくらいに甘くなったり渋くなったりしていたが……、それが昨年に引き続き、今年も甘く、かつ大型に実ってくれた。味もチョコレート風味で、ますます個人的になってきた。経年効果が出始めたたでもいろいろだろうか。それに比べて、我が身の何と未成熟なりしよ、と昨今、こんなことでも己を省みるよすがになる。」(『琅』No.17(二〇四))

富山県教育界の重鎮・井上亮二先生には、『指導力の豊かな先生』を出したのが機縁で、数年続けて教員研修の講演会講師に呼んで頂き、爾後20年を越えてなおご厚誼を頂いていた。その井上先生が、本号「琅への手紙」の中で語りかけられた。曰く、「これまで幾度となく手にさせていただいた『琅』の意味を知ることなく今日に至っていただくにふと気がきました。果たして先生の想いは 美しき玉 なのか 美しき文 なのかといろいろと想いを巡らしています。」

『琅』を創刊して二〇数年、いつか初心も薄れ……。思わず恥じて、今さらながら、創刊号のあとがきを振り返った。

「五十という人生の大きな節目に入ったとき、人並みに人生を慨嘆した。まだまだこれからという気持ちと、いやもうだめだという思いが交錯し、まさしく凡愚・凡俗の虚しき苦悩にとらわれた。そのとき、孤高の女流俳人として知られる三橋鷹女(一八九八)

一九七二)の第四句集「羊歯地獄」に出合った。その前書きは衝撃的だった。

一句を書くことは 一片の鱗の剥奪である  
四十代に入つて初めてこの事を識つた

五十の坂を登りながら気付いたことは  
剥奪した鱗の跡が 新しい鱗の芽生えによって  
補はれている事であった

だが然し 六十歳のこの期に及んで

失せた鱗の跡はもはや永遠に赤禿の俤である

今ここに その見苦しい傷痕を眺め

わが軀を蔽ふ残り少ない鱗の数をかぞへながら

独り 咳く……

一句を書くことは 一片の鱗の剥奪である

一片の鱗の剥奪は 生きていくことの証だと思ふ

一片づつ 一片づつ剥奪して全身赤裸となる日の為に  
生きて 書け 「と心を励ます

懐槍裂帛の生きざまに、身を揺すられた。その前年、一瞬生死を見つめるほどの病に落ちて消沈抑鬱していた者が忽然、不惑不亂に励み、教師論をひとつ、心理統計解析のプログラム集をひとつ、二書を立て続けに成し遂げた。

そのとき、求道者のように確信した、と言えば大袈裟だが、「金剛石たらずとも、どんな石くれでもみな、清しい珠となり、麗しい玉となることが出来る」。そう思うと、なにやら自分が無性におしくなつて、珠玉に向けて刻々と転生する自分を確かめ、さらにはいつその練成をはかるための場が欲しくなつた。……『琅』なる同人誌を企てた所以である。」

美しい玉となるには麗しい文を書かねばならぬ。麗しい文を書

くには清しい心を持たねばならぬ。その清しい心は、美しい心を持つ人々が集う世の中からもたらされる……。しかしながら、世の中が変わってきたのか、こちらの忍耐・許容のレベルが低下したのか、それが世の中に大悪を生み落とす源になることなど構わず、好んで小事・小悪を行い、人をして苦痛の増埒（あきま）に落とし込む人間・組織が多くなってきた。それを糾弾する意味も兼ねて題材にする、それが即ち、毒があるとされるなら、甘んじて受けるしかないだろう。

かつて在職していた大学の後輩教授が大学中枢から不当処分を受けた事件、たびたび本欄で言及した。濡れ衣を晴らすべく訴えた第一審で勝訴したが、この度、大学側が起こした東京高裁控訴審で敗訴した。冤罪を着せられ続ける者の心情察するにあまりある。高裁では、大学側の言い分をそのまま認め、セクハラ・パワハラがあったとして大学に訴え出たとする元学生達の証人尋問も行っていない。不当である。「高裁よ、お前もか」と憤りは増すばかり……。身の回りに跋扈する不法を子ども社会のいじめ事件よろしく、私たちは「傍観者」でいてよいのだろうか。

同人誌のあとがき欄は、ある意味、公的な性質を持っている。だがもう少し、私的な、かつ低次元の話題を続けよう。

新生銀行なる金融機関で多少の投資信託を購入した。この度それを他の証券会社に移管しようとしたところ、拒否された。約款には移管できないとはどこにも書かれていない。拒否の理由を尋ねると、当社は証券類の移管は一度も行ったことがないし、これが規定である、の一点張り。そこで、「証券・金融商品あっせん相談センター」に斡旋方依頼したが、「約款に従ってできない」とけんもほろろで埒が明かないとのこと。さらばと監督官庁の金融庁にその不当性を訴え出してみると、曰く「民事不介入で当否についても言及できない」と冷たく突き放された。そこで再々度新生銀行に尋ねたところ、「手数料を払って売却するなら解約できる」と言われた。

損失覚悟で売却するのは、言いなりである。また、不法というか無法というか、一度取り込んだ顧客の財産を私物化せんとする、こうした小役人の権力主義こそ、まさに「無理が通れば道理が引込む」世造りの元凶であり、許せるわけがない。調停斡旋の機関で駄目、監督官庁でも駄目とくれば、もはや、事の当否は裁判所に持ち込んで決着をつけるしかない。先述の通り、裁判所が真に正義が通じる最後の砦（とりで）になり得るか否か、幾ばくかの疑念はあるが、致し方ない必然の成り行きである。

それにしても気が重く、何やら鬱々とした日々が変わり、すでにして執筆その他もろもろ、仕事から円滑さが奪われ始めている。なに故か、ふっと、景気回復が謳われるなか、こうした金融機関や大企業に振り舞わされ、いまだ不景気の直中（ただなか）にある中小企業の苦悩に思いが至り、また、改めて、後輩教授の苦衷に思いが走った。

この一件、事の成り行きと合わせ、いずれ改めて、毒のない麗しい文章（エッセイ）に仕上げ、世に訴えてみたいと思っている。

評壇・執筆者紹介

浦野裕司 本誌同人。東京都杉並区立桃井第三小学校主幹教諭。

次号原稿締め切りは、15年9月30日。皆様、よろしく。

(宗内 敦)

『琅』二八号 二〇一五年五月発行

編集・発行 宗内 敦

発行所 193-0821 東京都八王子市川町二二八-二〇二

「琅の会」・（〇四二・六五一・一二三七）

印刷所 株式会社ポプルス

URL <http://homepage1.nifty.com/nuneuchi/>